

川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施要綱

平成30年4月1日

30川健地推第1546号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年川健地推第259号。以下「川崎市総合事業実施要綱」という。）別表1(2)イに規定する地域介護予防活動支援事業として実施する住民主体による要支援者等支援事業（以下、「本事業」という。）について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(事業の目的)

第3条 本事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく

ような地域づくりを推進するとともに、高齢者の介護予防や要介護状態になっても地域で生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを推進することを目的として実施する。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体となる者は、市から委託を受けた任意団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人で、次に掲げる要件をすべて満たす団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 団体を統括する代表者を設置していること
- (2) 代表者が川崎市に住民登録がある市民（以下「市民」という。）であり、かつ主たる構成員が5人以上の市民で構成されており、自主的に運営されていること
- (3) 市内の室内に活動拠点を有し、かつ市内において活動を行っていること
- (4) 会計責任者を設置し、活動に係る経費について会計処理（予算及び決算を含む。）を適正に行っていること
- (5) 個人情報保護管理者を設置し、団体等の活動において知り得る個人情報を適切に保護、管理していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、委託の対象としない。

- (1) 介護予防に資する活動が設立目的ではない団体等
- (2) 特定の構成員のみによる活動を目的とした団体等
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成

員にもつ団体等

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等

(事業の内容)

第5条 本事業は、団体等が、主に要介護者、要支援者または虚弱高齢者の支援を目的とする自主的な通いの場に資する活動でかつ次の各号に掲げるすべての要件を満たす活動とする。

- (1) 活動拠点において、週1回以上または月4回以上定期的かつ継続的に活動を行っていること
- (2) 1回あたり1時間30分以上の活動を行っていること
- (3) 構成員を除き、市民である高齢者の参加があること
- (4) 活動に必要なスペースを確保した室内で活動を行っていること
- (5) 毎回の活動について、参加者数等を記録し管理していること
- (6) 構成員だけでなく、地域の要介護者、要支援者及び要支援に相当する虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること
- (7) 冷暖房設備が完備された活動場所である等、活動の安全性が確保されていること
- (8) 活動中に知り得た個人情報について、第三者に流出したり改ざんされないよう情報の保全が行われていること
- (9) 活動中の緊急時の対応策が確保されていること

(団体等の選考)

第6条 市長は、本事業を委託する団体等について期間を定めて募集し、応募団体等について選考を行う。

- 2 応募しようとする団体等が募集年度前年度の本業務受託団体等である場合、または川崎市地域介護予防活動支援事業補助金（平成28年4月1日28川健地推第248号川崎市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱。）の交付を受けている場合で、かつ本事業の要件を満たしている場合は、市長は、当該団体等の活動状況を確認のうえ、選考を省略することができる。
- 3 第1項の規定による募集及び選考に必要な事項は別に定める。

（事業の対象者）

第7条 本事業の対象者は、次の各号いずれかに該当する者であって、本事業の参加について、本人から同意書（以下、「参加申出書」という。第1号様式）の提出を受けた川崎市の介護保険第1号被保険者とする。

- (1) 要介護認定を受けている者
- (2) 要支援認定を受けている者
- (3) 川崎市総合事業実施要綱第4条第2号に規定する事業対象者の判定を受けている者
- (4) 団体等が参加者に対して、川崎市総合事業実施要綱第4条第2号に規定する基本チェックリストを実施し、質問項目に対する回答の結果が同要綱別添1に掲げるいずれかの基準に該当する者

2 前項に規定する参加申出書は、参加者の氏名、住所、緊急連絡先記載された団体等が作成した様式等（以下、「団体様式等」という。）を、市が認める場合、団体様式等を参加申出書に代えることができる。

（事業の報告）

第8条 受託団体等は事業の実施にあたり、活動日毎に前条に規定する対象者に対して支援した内容を記録（以下、「利用状況表」という。第2号様式）

し、市が別途指定する期日までに報告しなければならない。

- 2 前項に規定する利用状況表に記録する項目については、対象者の介護保険被保険者番号、氏名及び要介護または要支援及び事業対象者等の別のほか、別途市が指定するものとする。

(個人情報の適正な維持管理)

第9条 受託団体等は、本事業を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- 2 団体等の代表者は、前項に規定を遵守する旨の同意書（「個人情報の適切な保護、管理を遵守する旨の同意書」（第3号様式））を事業開始日までに市に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第10条 受託団体等の代表者は事業の実施にあたり、事故等の緊急的な対応が発生した場合は事故・緊急対応報告書（第4号様式）を速やかに市に提出しなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第11条 受託団体等は、第7条に規定する対象者を担当する介護支援専門員または地域包括支援センターから本人の利用状況等の情報提供の求めがあったときは、本人の同意にもとづき提供に努めなければならない。

(事業の公表)

第12条 受託団体等は、川崎市が実施する本事業の普及啓発に協力し、川崎市が公表する広報媒体等に団体等の名称や活動内容等を掲載することについて拒むことができない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。